

固定資産の評価替えについて

固定資産税は、毎年1月1日に固定資産(土地、家屋、償却資産)の評価をもとに算出する税金です。

これらの固定資産のうち土地・家屋は3年ごとに評価額を見直す制度となっています(原則として3年間は据え置くことになっています。これを「評価替え」と言い、今年度が評価替えの基準年度です。

◆土地

価格調査基準日の地価公示価格の7割を目処に評価額の見直しを行い、評価の均衡化と適正化を図ります。

◆土地の負担調整措置

平成6年評価替えから価格の7割を目処とする水準に引上げられました。評価額が急上昇することになるため、なだらかに上昇させ評価額に近づける負担調整措置が取られています。このため、土地の評価が下がっても負担調整措置によって固定資産税が高くなる場合があります。

◆家屋

家屋の評価替えは不動産売買や建築工事費ではなく、総務大臣が定める評価基準により、また、そ

の家屋の経過年数に応じた減価を考慮して評価額を算定します。

建築物価の動向などが反映されますが、評価額が上昇する場合は据え置かれることになります。

固定資産税の減免について

貧困や災害など、次の①から⑤に該当する場合、黒潮町税条例の規定により、町長が必要であると認める固定資産については、固定資産税が減免されます。

◆減免対象理由

- ① 貧困により生活のため公私の扶助を受ける方の所有する固定資産
- ② 公益のために直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く)
- ③ 町の全部または一部にわたる災害もしくは天候の不順により、著しい被害を受けた固定資産
- ④ 不慮の災害により納税の能力を喪失した方
- ⑤ 右記のほか、①から④に類する特別の事情がある方

◆減免対象固定資産税

減免申請の提出後7日以降に納期限が来るもの(申請年度のみ)。ただし、すでに納付済の固定資産税は減免の対象になりません。

◆手続

減免を受けようとする方は、納期限の7日前までに、申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して申請ください。

申請書類・必要書類など詳しくは、税務課または地域住民課までお問い合わせください。

○申請・お問い合わせ

本庁 税務課 資産税係

☎ 43-2816

佐賀支所 地域住民課 総合窓口 第一係

☎ 55-3113

自動車税の納付について

【高知県からのお知らせ】

5月上旬発送予定の自動車税の納期限は5月31日(木)となっています。必ず納期限までに、金融機関およびコンビニエンスストアで納付をお済ませください。

平日に納付できない方などは、納税通知書をご持参のうえご利用ください。(詳しくは、納税通知書の裏面をご覧ください。)

なお、納税通知書が届いていない方がいましたら左記までご連絡ください。

また、身体障がい者などの方の

減免手続期限も5月31日(木)までとなっています。

○お問い合わせ

高知県幡多県税事務所

☎ 35-5972

金婚夫婦祝式典

高知新聞社などの主催による「第61回金婚夫婦祝式典」が開催されます。参加や会場までの送迎を希望される方は、役場までお申し込みください。

◆日時

9月1日(土)午後2時

◆会場

新ロイヤルホテル 四万十

◆申込資格

昭和43年1月1日～12月31日までに結婚された県内在住のご夫婦(それ以前の結婚でも初参加なら可)

◆申込方法

左記担当係にお申し込みください。

◆申込期限

6月14日(木)

※8月上旬ごろに通知が届きます。

○お申し込み・お問い合わせ

本庁 健康福祉課 福祉係

☎ 43-2116

佐賀支所 地域住民課 総合窓口 第二係

☎ 55-3112